

7 全ての人が利用しやすい経路

【基本的な考え方】

- ・ 障害者や高齢者、妊産婦、けが人等、行動上の様々な制約を受ける人も、自らが欲しない介助は必要とすることなく施設を利用できるよう、道路から目的の場所までの経路及び目的の場所から便所や駐車場までの経路という主要な動線全体に渡って、一貫してバリアフリーであるようにします。
- ・ 経路のバリアフリー化に当たっては、施設の利用上最も一般的な経路を対象にするようにします。

(1) - 1 経路

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路のうち1以上を、障害者や高齢者をはじめ全ての人が利用しやすい経路とすること。
- ア 建築物に、多数の者が利用する居室（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては住戸、ホテル又は旅館にあっては客室を含む。以下「利用居室等」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室等までの経路
- イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
- ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路

＜バリアフリー法施行令＞

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

- ・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物については、それぞれ、多数の者が利用する居室までの経路と読み替えられます。（バリアフリー法施行令第 23 条、第 24 条）

（利用居室の判断例）

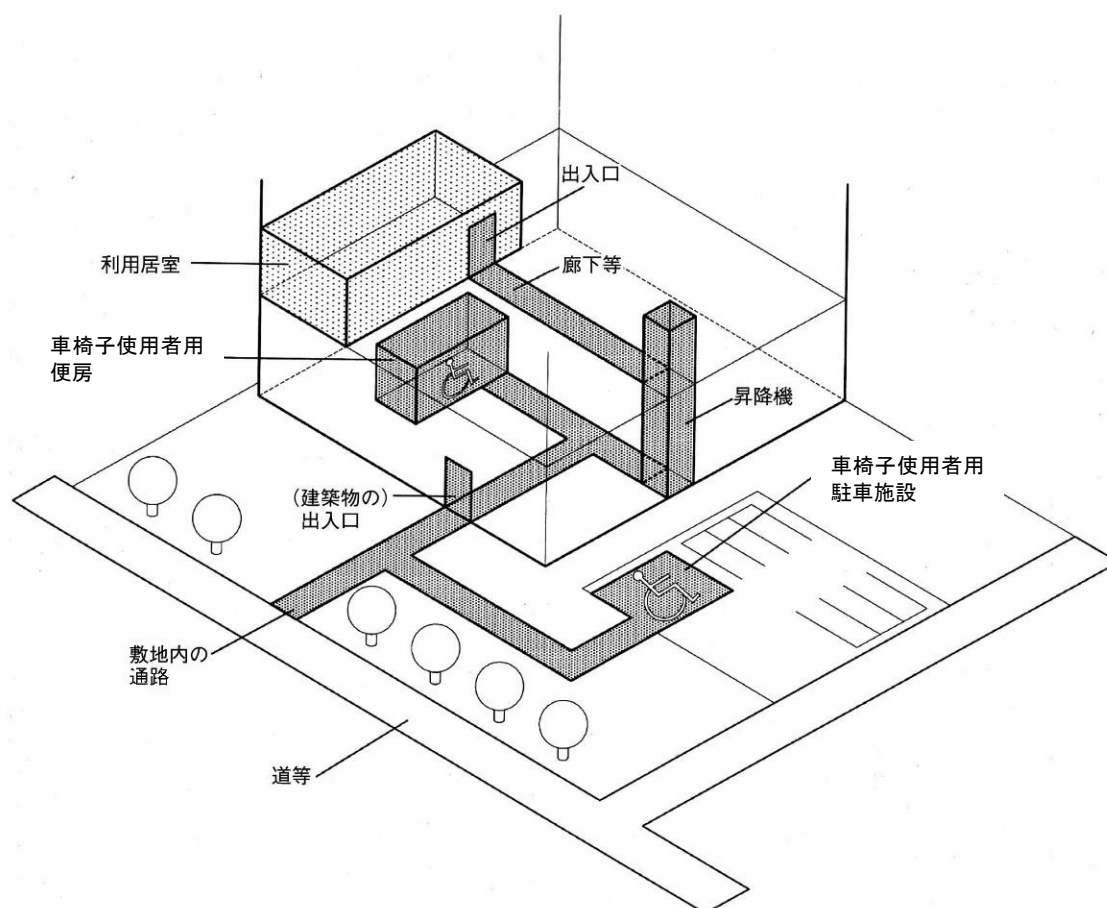
- ・ ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室や病院の病室は「利用居室」に該当し、ホテル又は旅館の一般客室は「利用居室」に該当しません。
- ・ 学校については、職員室、普通教室や特別教室等が「利用居室」に該当し、特別教室の準備室や用務員室等は「利用居室」に該当しません。
- ・ 共同住宅又は寄宿舎の各住戸、ホテル又は旅館の各客室に至る経路については、条例 70 条により建築物移動等円滑化基準と同等の整備を求めています。P. 66（「7（9）共同住宅等に係る基準の特例」）参照

条例第 6 章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■全ての人が利用しやすい経路・移動等円滑化経路（特定利用居室までの経路を含む）のイメージ



＜条例＞

第68条

2 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上は、令第18条第2項各号及び前項各号に掲げるものでなければならない。

- (1) 建築物（第61条各号に掲げる特定建築物を除く。以下この項において同じ。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（令第18条第1項第1号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該特定利用居室までの経路
- (2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 特定利用居室から当該車椅子使用者用便房までの経路
- (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路

5 第2項各号に掲げる経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合における当該経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

・条例第68条第2項により、バリアフリー法施行令では除外されている居室も、「特定利用居室」として基準の適用対象となります。

・公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物については、それぞれ、多数の者が利用する居室までの経路と読み替えられます。（条例第72条）

・バリアフリー法施行令では除外されている居室を「特定利用居室」と位置づけ、基準の適用対象としています。ただし、条例第61条で追加した特定建築物については、施行令のとおりにしています。

・条例で定める経路が、バリアフリー法施行令で定める経路と重複する場合に、重複部分に同一の基準が二重にかかることを避けるための形式的な規定です。

（1）－2 経路の基本構造

整備基準

解説

(3) 当該経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。

エ 高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

(7) 当該経路を構成する敷地内の通路は、5の項（ウの(7)を除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。

エ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

・これらの規定は、各階ごと及び屋外の段差解消を求めている、階間の移動手段として昇降機（エレベーター）の設置を義務付けるものではありません。

＜バリアフリー法施行令＞

第十八条

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

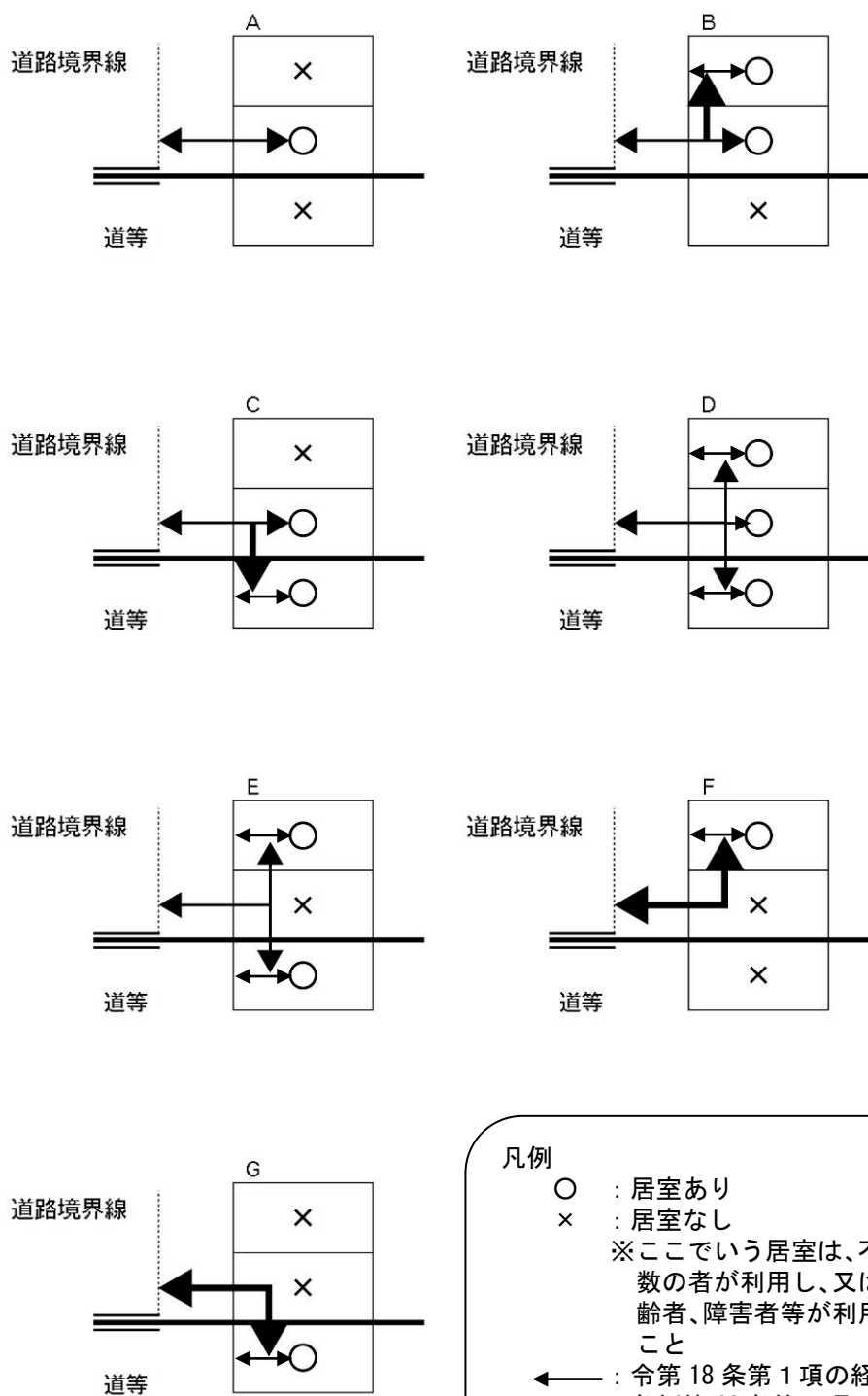
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

・この規定から、階間の移動手段としては、基本的にエレベーターが想定されることになります。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■道等から利用居室又は特定利用居室までの経路の考え方



※ 垂直方向の矢印は、エレベーター等設置義務を示します。

7 全ての人が利用しやすい経路

(2) 出入口

整備基準

解説

下記以外の建築物

(2) 当該経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 直接地上に通じる出入口のうち1以上は、建築物の主要な出入口とすること。

- ・80 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅です。
- ・車椅子の幅が一般に65 cm程度であり、これに手やひじが出ることを考慮すると、80 cm必要です。
- ・戸の開閉形式は、自動式引き戸、上吊り式の引き戸、操作が軽く緩やかに閉鎖するドアクローザーを設けた開き戸等とします。
- ・取っ手は、棒状やレバーハンドル等、操作しやすいものとします。
- ・段差のある敷居や溝は設けないようにします。
- ・車椅子使用者等が安全に戸の開閉動作ができるよう、戸の前後それぞれに150 cm角以上の水平部分を確保することを標準とします。
- ・車椅子使用者が利用可能な玄関は、他の利用者が一般的に利用する玄関とするようにします。

<バリアフリー法施行令>

第十八条

2

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

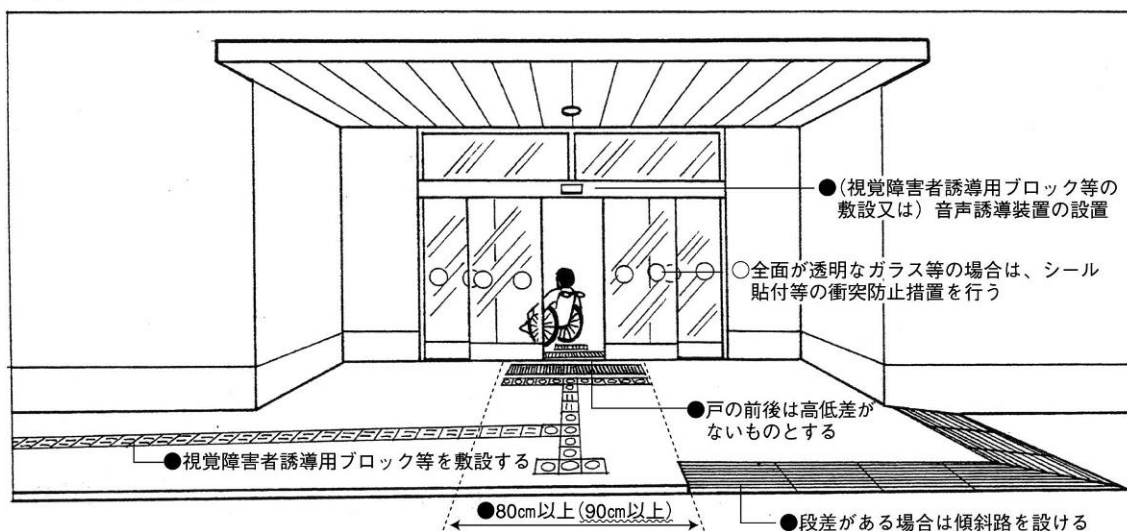
条例第6章の適用対象建築物

- ・80 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅です。
- ・車椅子の幅が一般に65 cm程度であり、これに手やひじが出ることを考慮すると、80 cm必要です。
- ・条例により、建築物の出入口で一定の要件に該当するものは、90 cm以上とすることを求めています。
- ・戸の開閉形式は、自動式引き戸、上吊り式の引き戸、操作が軽く緩やかに閉鎖するドアクローザーを設けた開き戸等とします。
- ・取っ手は、棒状やレバーハンドル等、操作しやすいものとします。
- ・段差のある敷居や溝は設けないようにします。
- ・車椅子使用者等が安全に戸の開閉動作ができるよう、戸の前後それぞれに150 cm角以上の水平部分を確保することを標準とします。

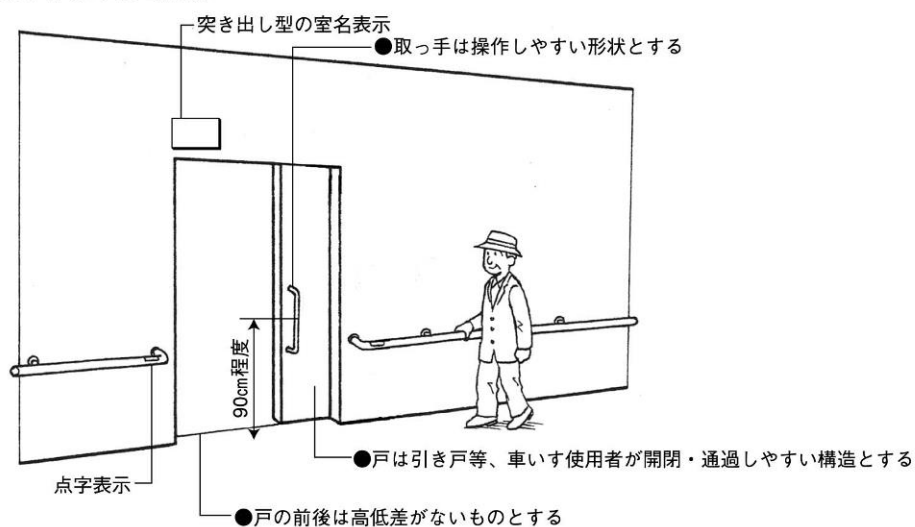
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

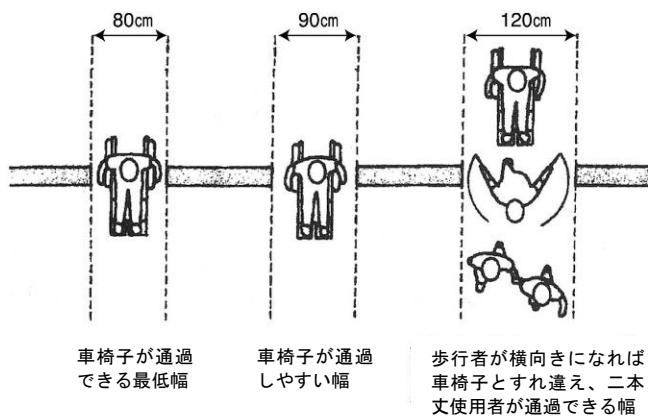
■建築物の出入口の整備例



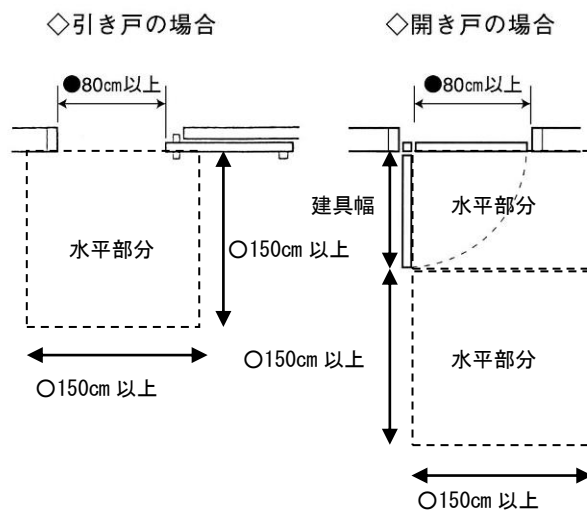
■居室の出入口の整備例



■出入口の幅の考え方



■出入口の幅の取り方



<条例>

第 68 条 移動等円滑化経路（令第 18 条第 1 項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。

- （１） 当該移動等円滑化経路を構成する出入口で直接地上へ通じるもののうち 1 以上は、建築物の主要な出入口とし、その幅は、90 センチメートル以上とすること。**
- （２） 当該移動等円滑化経路を構成する出入口に戸を設ける場合には、回転形式としないこと。**

- ・車椅子使用者が利用可能な玄関は、他の利用者が一般的に利用する玄関とするようにします。
- ・90 cmとは、車椅子使用者が通過しやすい幅です。

整備が望ましい項目**解説**

- ・戸の全面が透明の場合には、目の高さの位置に横桟を入れるかシールを貼付する等により識別できるようにすること。
- ・建築物の出入口の付近その他適切な場所に、案内板を設けること。

- ・高齢者や弱視者等が透明ガラスに気づかず衝突するのを防止するためのものです。
- ・聴覚障害者等が視覚により施設全体の利用に関する情報を得られるようにします。

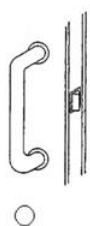
整備例

●：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）

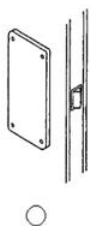
○：整備が望ましい項目

■取っ手の形状

棒状



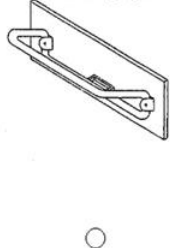
押板



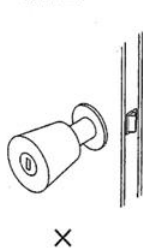
レバーハンドル



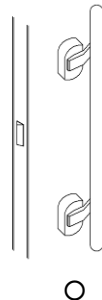
パニックバー



握り玉



プッシュプルハンドル

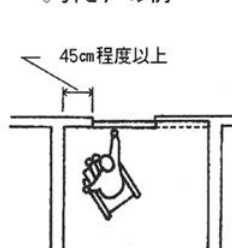


■取っ手の位置

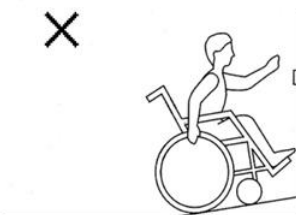
◇開き戸の例



◇引き戸の例

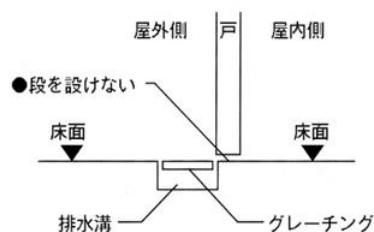


■戸の前後



車椅子使用者が
計斜面上で戸の
開閉操作を行う
事は困難

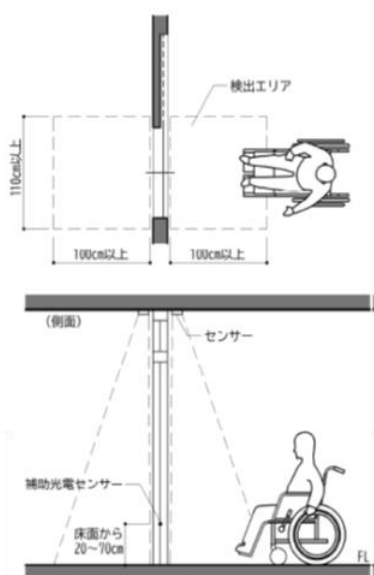
◇段差解消の例



■自動ドアの例

◇光線式反射スイッチ

(平面)

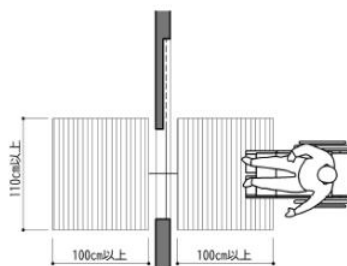


(側面)



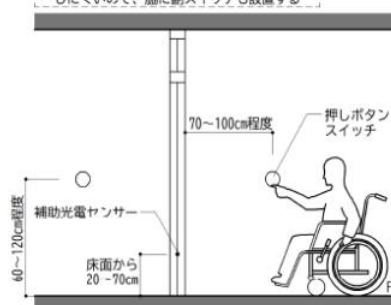
※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で開口が広い場合に用いられる

◇マットスイッチ



◇押しボタンスイッチ

・戸に直接設けたスイッチは、車椅子では接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



7 全ての人が利用しやすい経路

(3) 廊下等

整備基準

解説

下記以外の建築物

(3) 当該経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

・ p. 10 (「1 廊下等」) 参照

・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

・ 幅は、柱型や手すり等の突出物がある場合には、その出幅を除いたものとします。

・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の廊下が交差する部分等が該当します。

・ p. 40 (「7 (2) 出入口」) 参照

<バリアフリー法施行令>

第十八条

2

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

<条例>

第68条

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の幅は、130センチメートル以上とすること。

・ p. 10 (「1 廊下等」) 参照

・ 条例により 130 cm以上とすることを求めています。

・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の廊下が交差する部分等が該当します。

・ p. 40 (「7 (2) 出入口」) 参照

・ 130 cmとは、国際シンボルマーク(障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク)の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

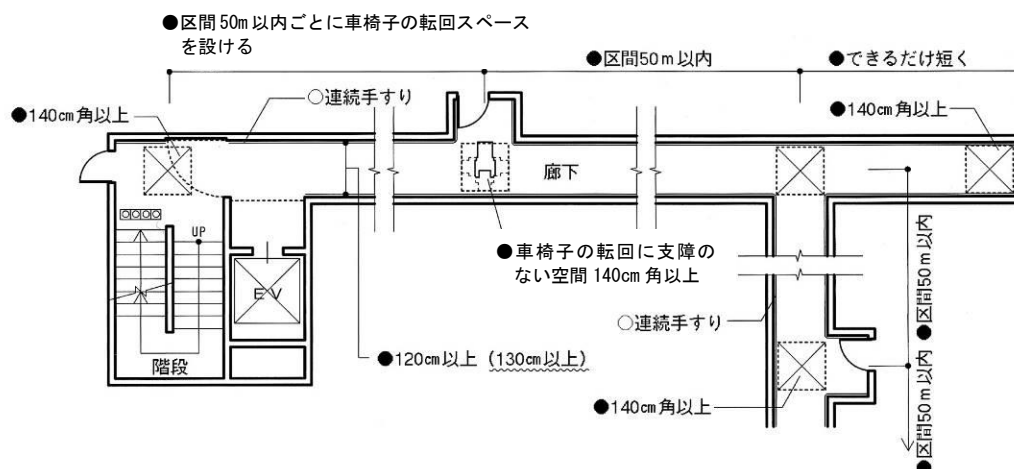
・ 幅は、柱型や手すり等の突出物がある場合には、その出幅を除いたものとします。

条例第6章の適用対象建築物

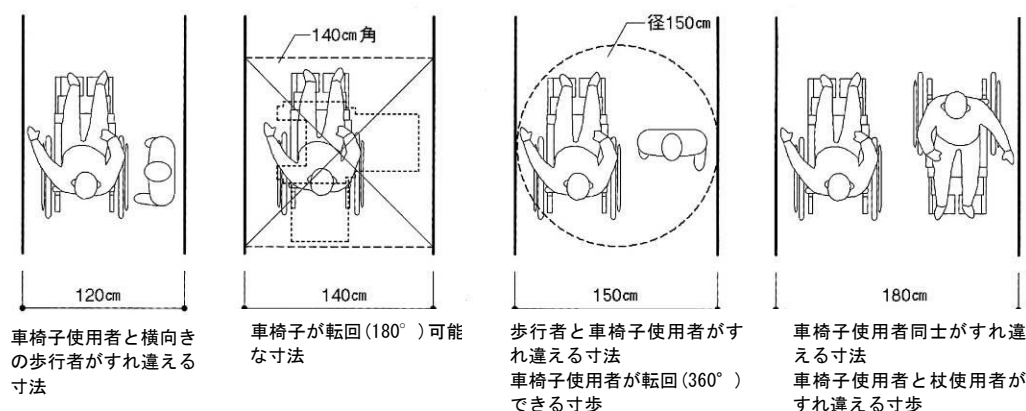
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

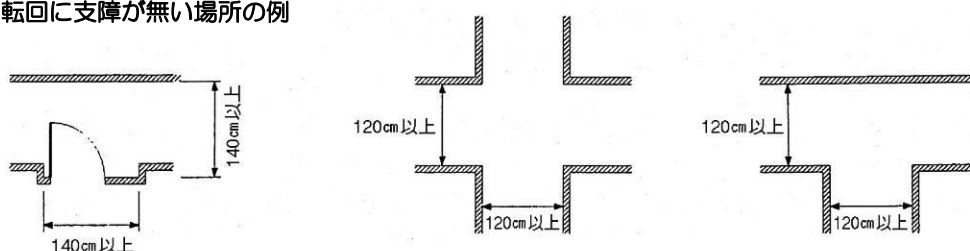
■廊下等の整備例



■廊下等の幅の考え方

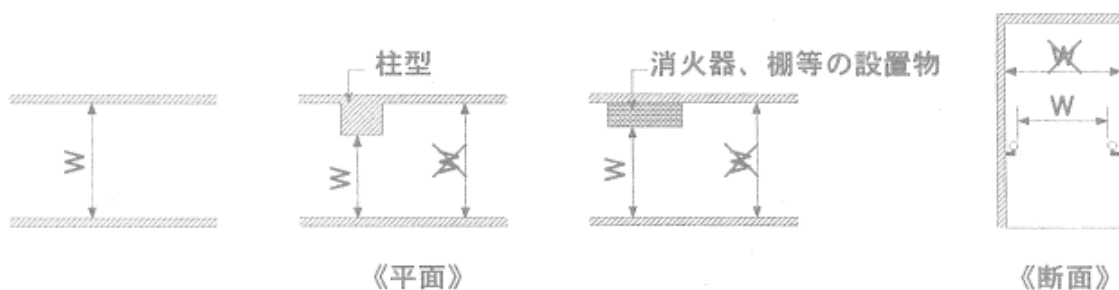


■車椅子の転回に支障が無い場所の例



戸の部分をアルコーブ状にして
車椅子転回部分を兼ねる例

- ・幅のとり方は、仕上り面内々の有効寸法とします。柱型、手すり、その他設置物が廊下に突出している場合は、突出物の出幅を除いたものとします。(W:仕上り面内々の有効寸法)



7 全ての人が利用しやすい経路

(4) 傾斜路

整備基準

解説

下記以外の建築物

(4) 当該経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項（アを除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 手すりを設けること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

ウ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

エ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

・ p. 16（「3 傾斜路」）参照

・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

・ 傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

<バリアフリー法施行令>

第十八条

2

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

・ p. 16（「3 傾斜路」）参照

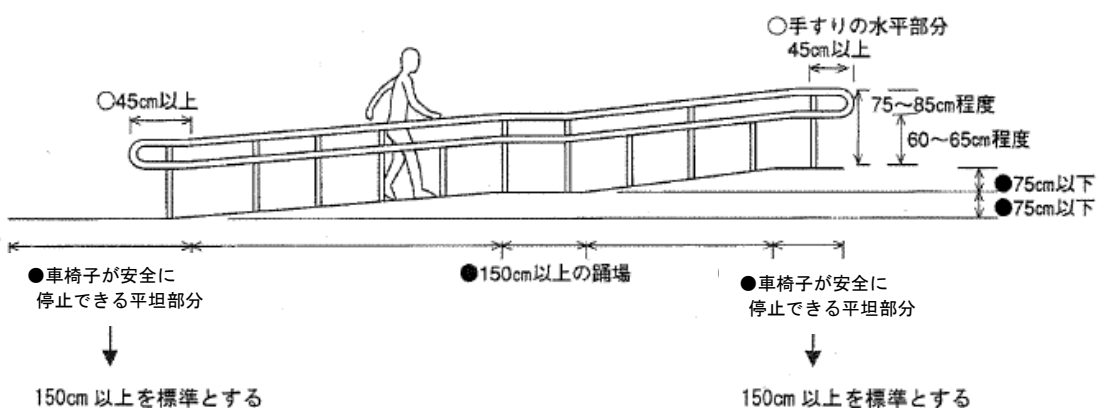
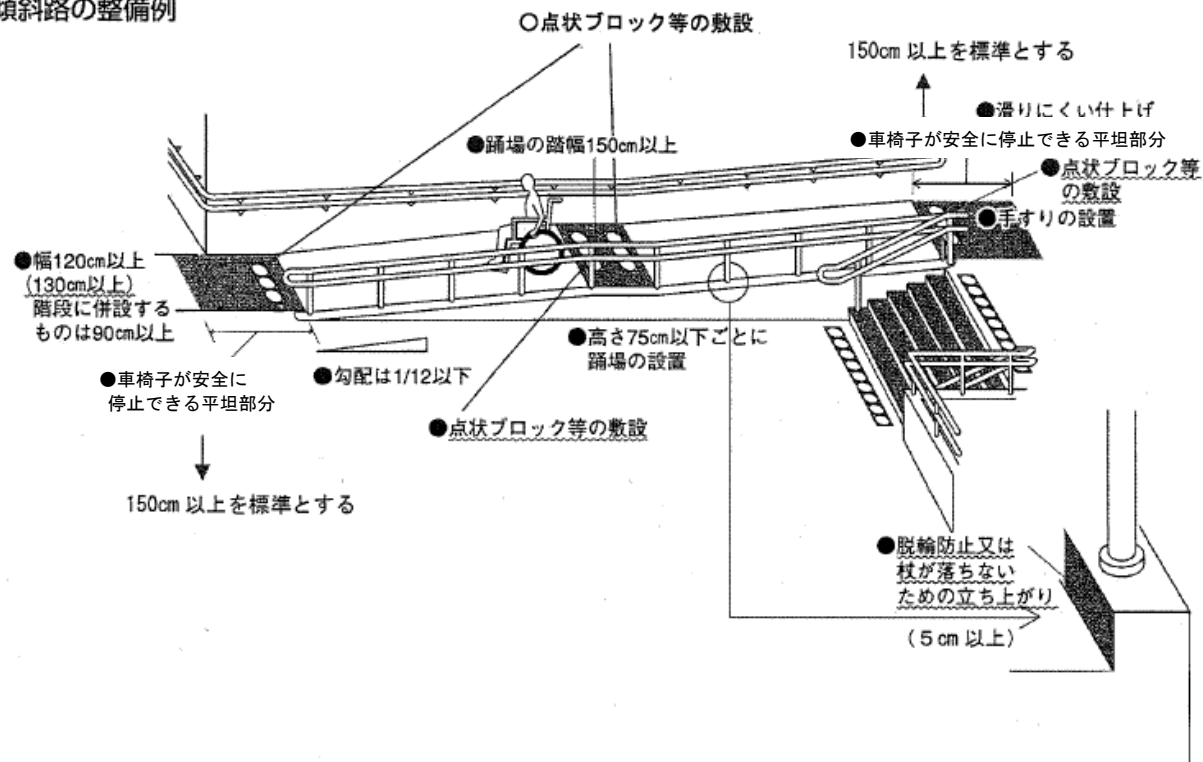
・ 条例により、階段に代わるものにあつては130 cm以上とすることを求めています。

条例第6章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■傾斜路の整備例



＜条例＞

第 68 条

(4) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては、130 センチメートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

・130 cmとは、国際シンボルマーク（障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク）の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

・杖先の脱落や車椅子の脱輪を防止するためのものです。

・立ち上がり部の高さは5 cm以上とします。

・傾斜路の延長方向に長さ 150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

7 全ての人が利用しやすい経路

(5) 昇降機（エレベーター）

整備基準

解説

下記以外の建築物

(5) 当該経路を構成するエレベーター（(6)に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア かごは、利用居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

オ かご内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する制御装置を設けること。

カ 乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ク 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

サ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

シ かご内に、車椅子使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

ス かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

セ かご内の左右両側に、手すりを設けること。

・昇降機を設ける場合は、ここでの基準が適用されます。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置の行き先ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置のボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

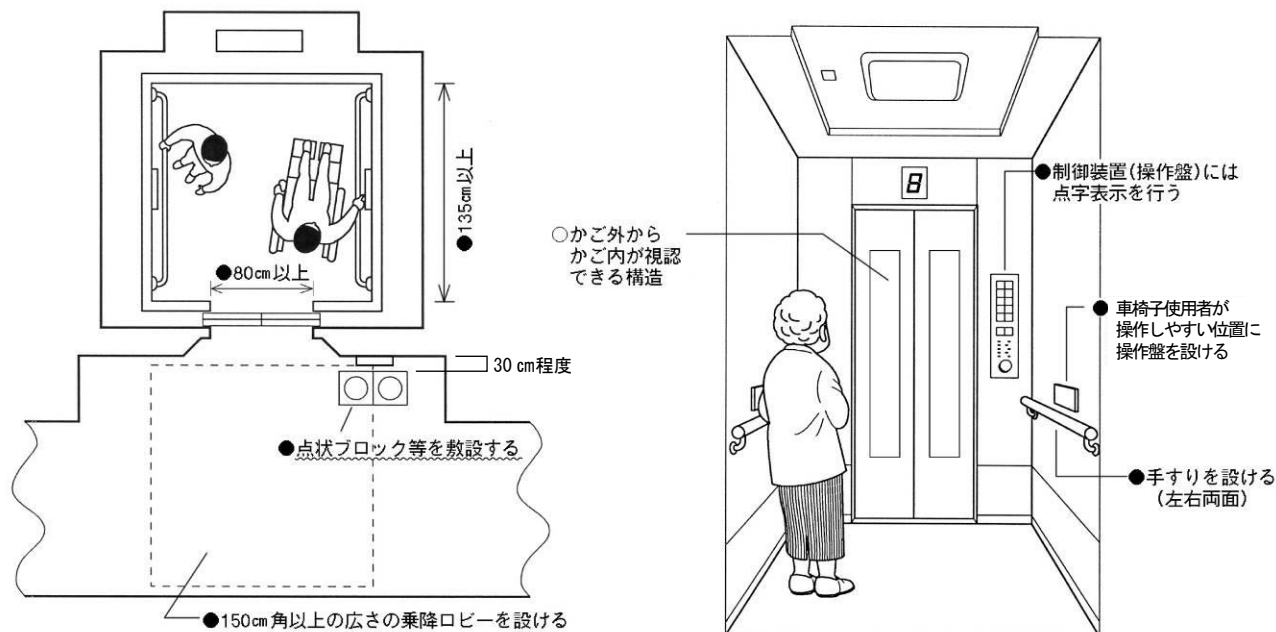
・車椅子使用者が後ろ向きのまま降りなければならない状況のときに、背後の状況を把握できるようにするためのものです。

・展望エレベーター等、鏡を出入口正面の壁に設けにくい場合には、天井付近に凸面鏡を設ける方法もあります。

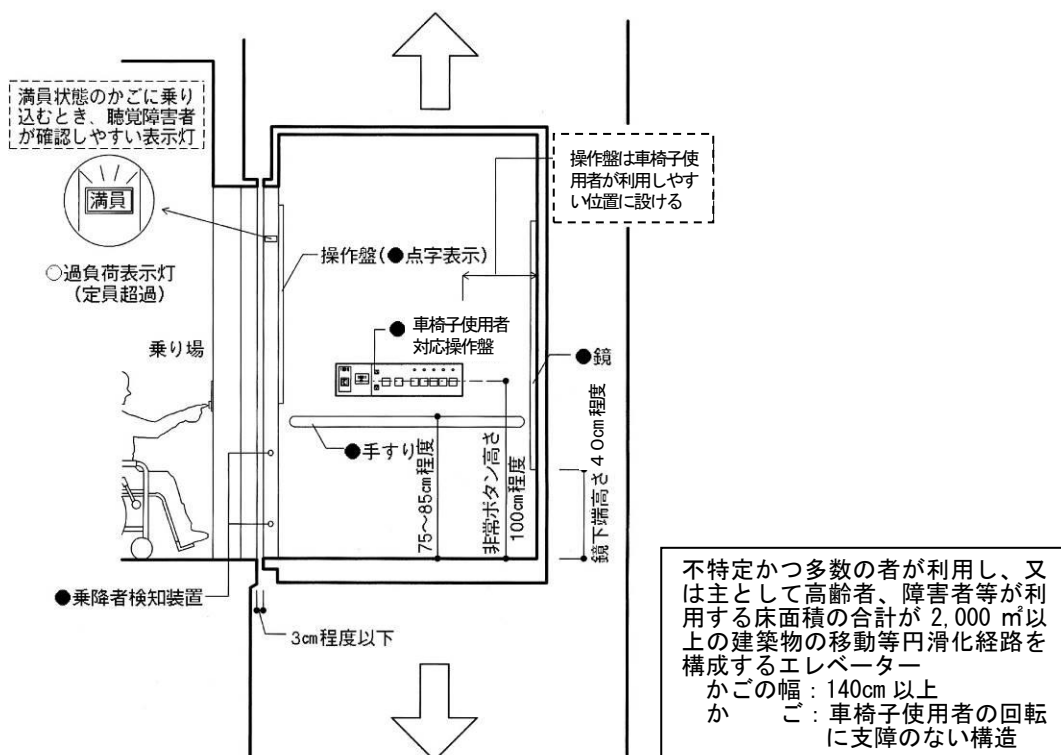
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■エレベーターの整備例



■かご内の断面図



＜バリアフリー法施行令＞

第十八条

2

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

・条例により、仕様を追加しています。

・条例により、主として高齢者、障害者等が利用する建築物においても、同様とすることを求めています。

・条例により、全ての場合について、同様とすることを求めています。

・「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合」とは次のものを言います。(平成18年国土交通省告示第1494号)

①エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のに供する施設に設けるものである場合とする。

・「国土交通大臣が定める方法」とは次のものを言います。
(平成18年国土交通省告示第1493号)

①文字等の浮き彫り

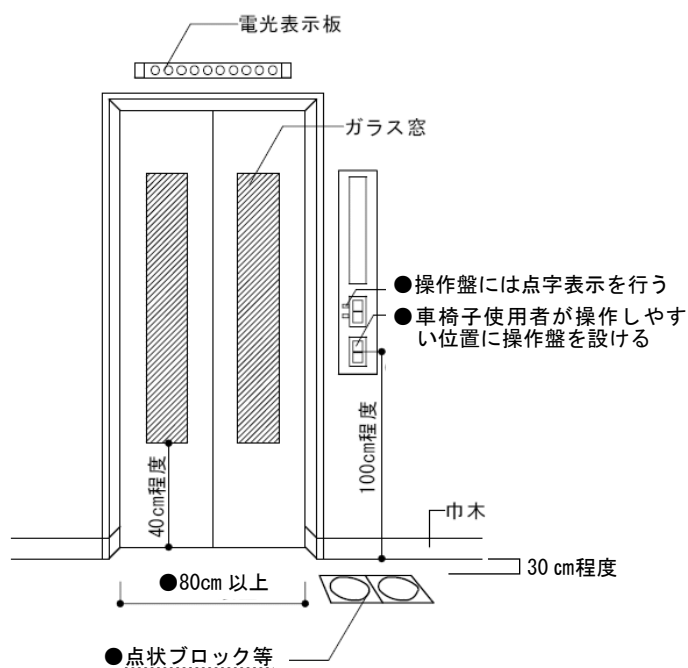
②音による案内

③点字及び前二号に類するもの

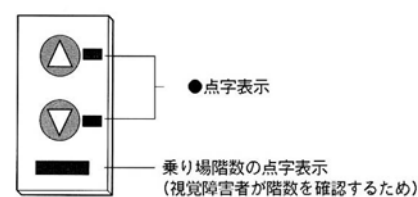
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■乗降ロビーの整備例

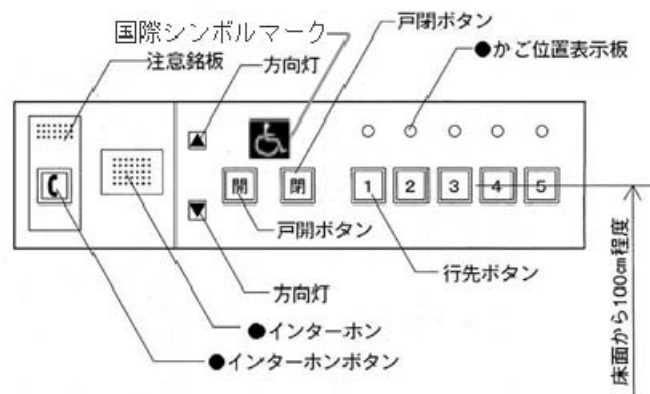


■乗降ロビー側の操作盤の例

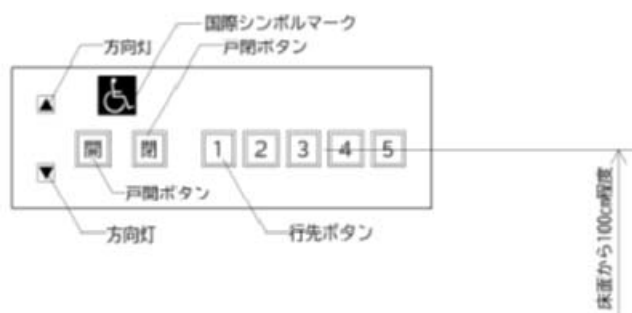


■かご内の車椅子使用者対応操作盤の例

◇車椅子使用対応主操作盤



◇車椅子使用対応副操作盤



＜バリアフリー法施行令＞

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のものを言います。(国土交通省令第113号)

- ①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない
- ②標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(JIS Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない

＜条例＞

第68条

(5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア かご内の左右両側に、手すりを設けること。

イ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

ウ かご内に、車椅子使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

・車椅子使用者が後ろ向きのまま降りなければならない状況のときに、背後の状況を把握できるようにするためのものです。

・展望エレベーター等、鏡を出入口正面の壁に設けにくい場合には、天井付近に凸面鏡を設ける方法もあります。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置の行き先ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

エ かご内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する装置を設けること。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置のボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

オ 乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

カ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

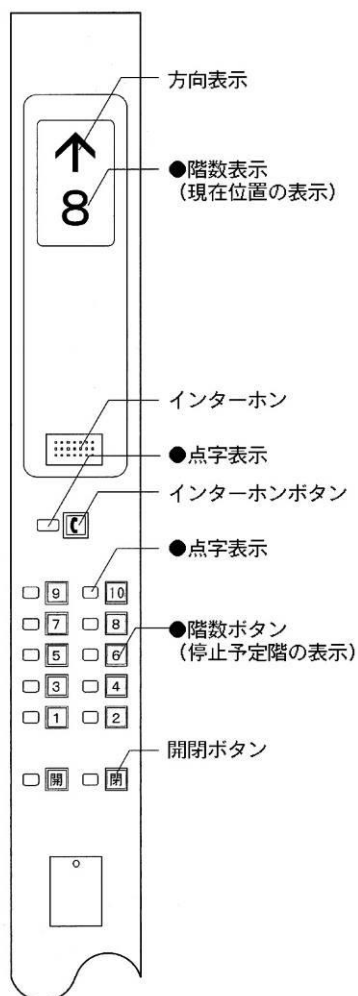
キ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ク かご内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

整備例

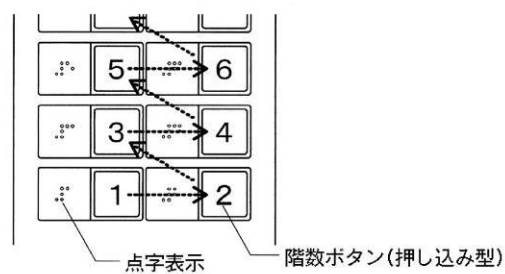
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■かご内の操作盤の例

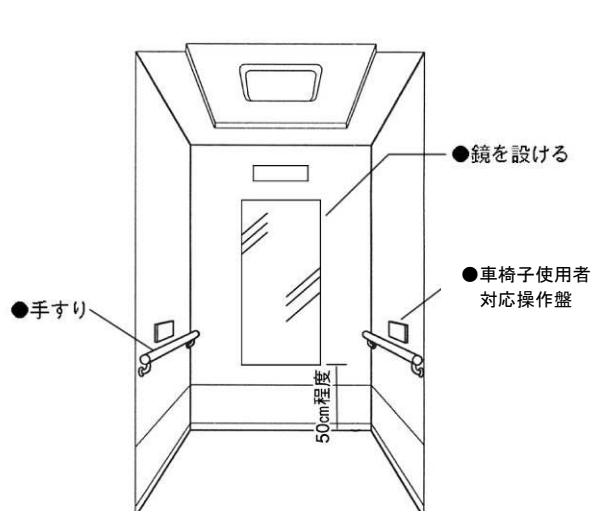


◇階数ボタンの例

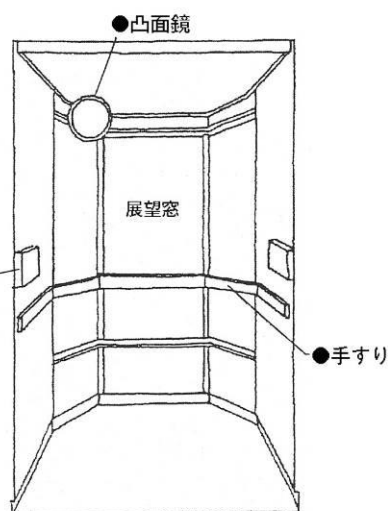
- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



■鏡の設置例



◇展望エレベーターの場合の例



ケ 乗降ロビーには、点字により表示する制御装置の前に、点状ブロック等を敷設すること。

コ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものとする。

（ア） かごの幅は、140センチメートル以上とすること。

（イ） かごは、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

整備が望ましい項目

- ・ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- ・ 管理者等がインターホンに応答したときにそのことを表示する設備、火災時等の管制運転作動や定員超過等の際にそれらの情報を表示する設備を設けること。

解説

- ・ 乗降時の衝突防止や防犯を目的とするものです。
- ・ 聴覚障害者への対応として、文字等により情報提供ができる設備を設けることが望まれます。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

7 全ての人が利用しやすい経路

(6) 特殊な構造又は使用形態の昇降機

整備基準

解説

下記以外の建築物

(6) 当該経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第18条第2項第6号に掲げるものとする。

・下記参照

<バリアフリー法施行令>

第十八条

2

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

・「国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」とは次のものを言います。(平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第一)

- 一 昇降行程が 4 m 以下のエレベーター又は階段及び傾斜路に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m² 以下のもの。
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

・「国土交通大臣が定める構造」とは次のものを言います。(平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第二)

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものとする。
 - ロ 籠の幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第一ただし書に規定するものであること

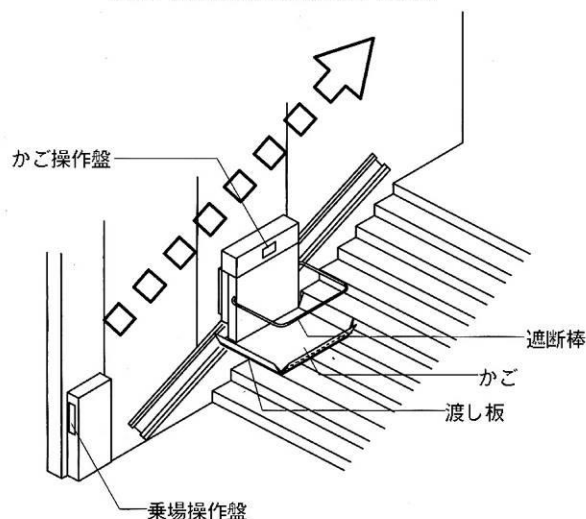
条例第6章の適用対象建築物

整備例

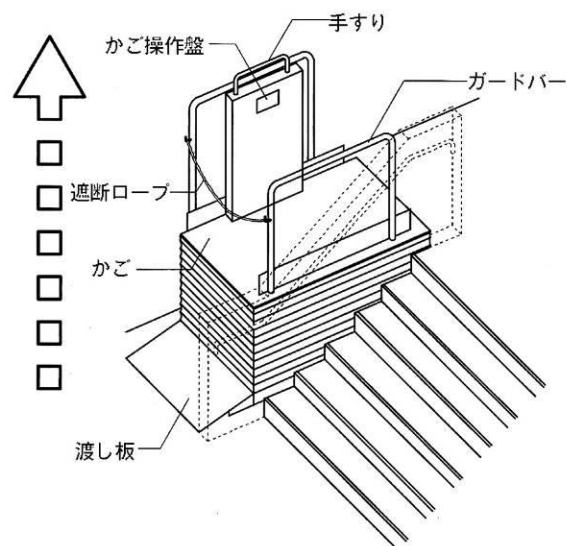
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■段差解消機の場合

- ◇斜行型（※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい）

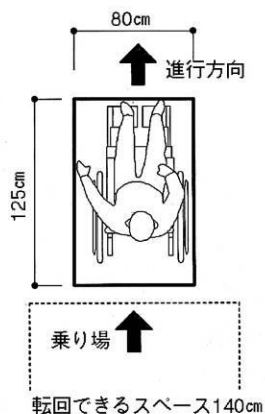


- ◇鉛直型

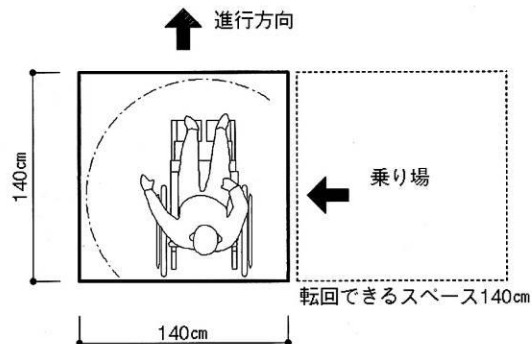


■段差解消機のかごの寸法の考え方（定員1名の例）

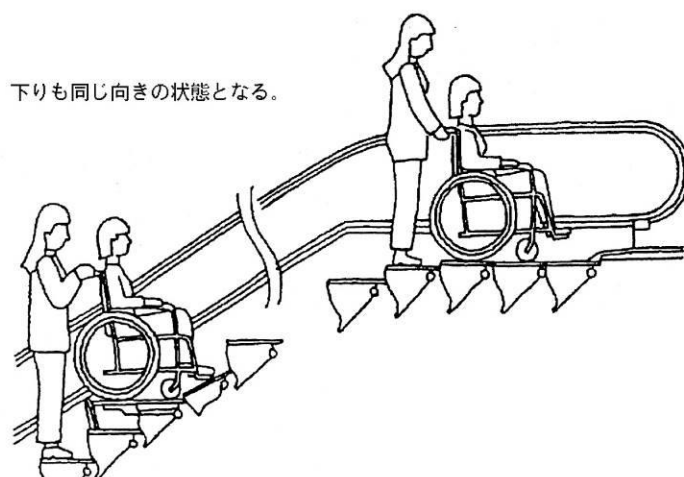
- ◇直線形式の場合



- ◇90°転回形式の場合



■車椅子使用者対応エスカレーターの例



踏板3枚が水平になったまま、車椅子を運べる車椅子乗用ステップ付エスカレーターとする。
ただし、利用に際しては、一旦エスカレーターを停める必要があるため、介助者等の人的なサービスが必要となる。
その他、車椅子で利用できることを表示するサインや、係員呼出ボタンの設置に配慮する。

7 全ての人が利用しやすい経路

(7) 敷地内の通路

整備基準

解説

下記以外の建築物

(7) 当該経路を構成する敷地内の通路は、5の項（ウの（ア）を除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

（ア） 手すりを設けること。

（イ） 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

（ウ） 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

（エ） 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

（オ） 始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

・ p. 28（「5 敷地内の通路」）参照

・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の通路が交差する部分等が該当します。

・ p. 40（「7 (2) 出入口」）参照

・ 敷地内の通路で、勾配が20分の1を超えない緩やかな斜面は、傾斜路とみなさない。

・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

・ 傾斜路の延長方向に長さ 150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

<バリアフリー法施行令>

第十八条

2

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

・ p. 28（「5 敷地内の通路」）参照

・ 条例により、130 cm以上とすることを求めています。

・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の通路が交差する部分等が該当します。

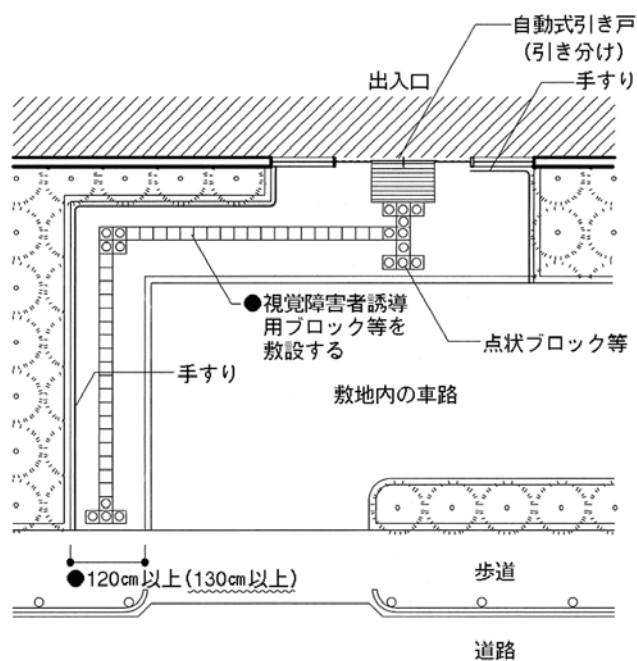
・ p. 40（「7 (2) 出入口」）参照

条例第6章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

敷地内の通路の整備例



ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

- (1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
- (2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
- (3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

<条例>

第68条

- (6) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、130センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

- (ア) 幅は、段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。
- (イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (エ) 手すりを設けること。
- (オ) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
- (カ) 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

・ 条例第68条(6)アにより、段に代わるものにあつては、130 cm以上とすることを求めています。

・ 条例第68条(6)イにより、1/15 を超えないことを求めています。

・ 130 cmとは、国際シンボルマーク(障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク)の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

・ 敷地内の通路で、勾配が20分の1を超えない緩やかな斜面は、傾斜路とみなさない。

・ 130 cmとは、国際シンボルマーク(障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク)の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

・ 雨天や降雪時を考慮し、屋内の傾斜路より緩やかな勾配とすることを求めるものです。

・ 杖先の脱落や車椅子の脱輪を防止するためのものです。

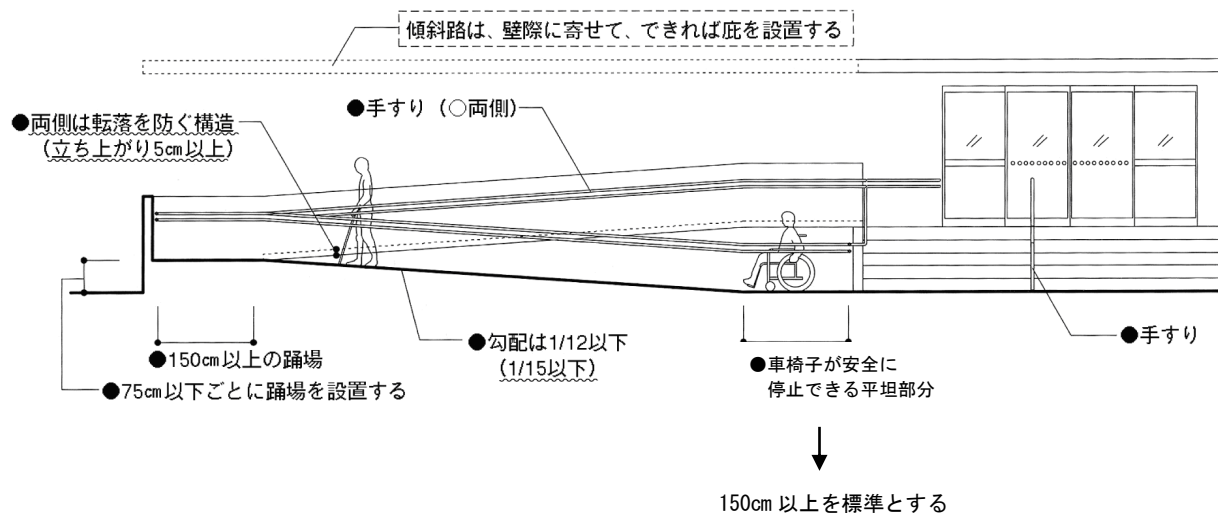
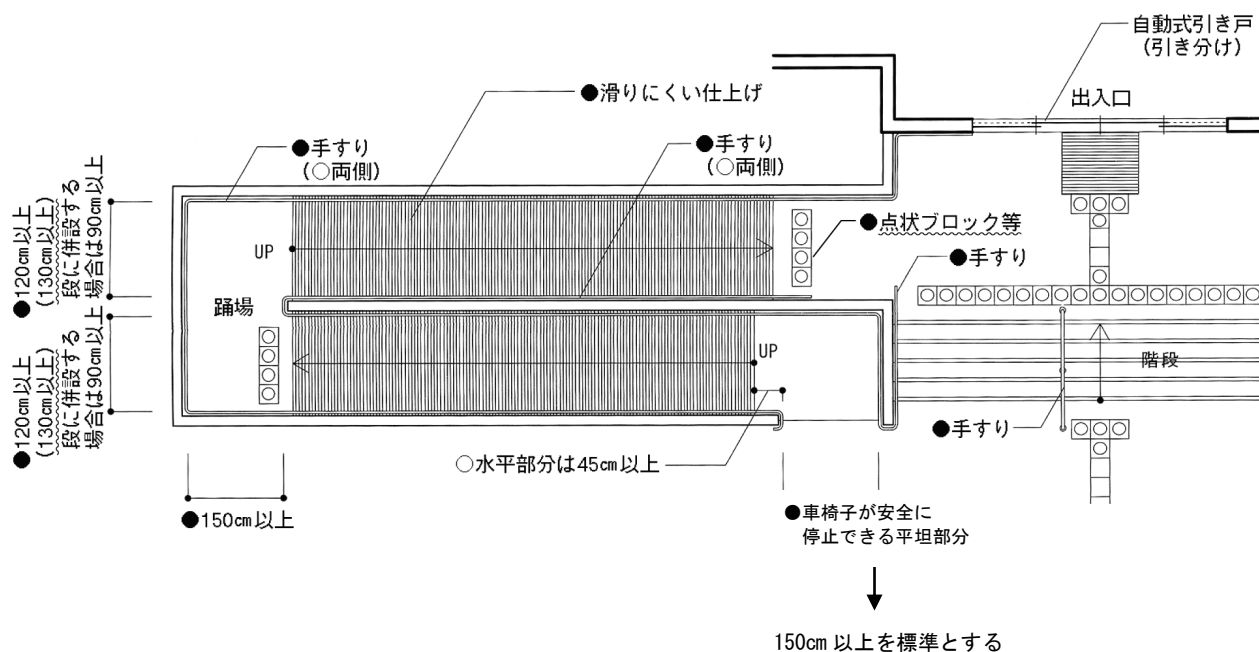
・ 立ち上がり部の高さは5 cm以上とします。

・ 傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

敷地内の通路における傾斜路の整備例



7 全ての人が利用しやすい経路

(8) 特殊な地形の場合の読み替え

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (8) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(7)の規定によることが困難である場合における(1)から(7)までの規定の適用については、(1)のイ中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、(1)のイ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

<バリアフリー法施行令>

第十八条

- 3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

<条例>

第68条

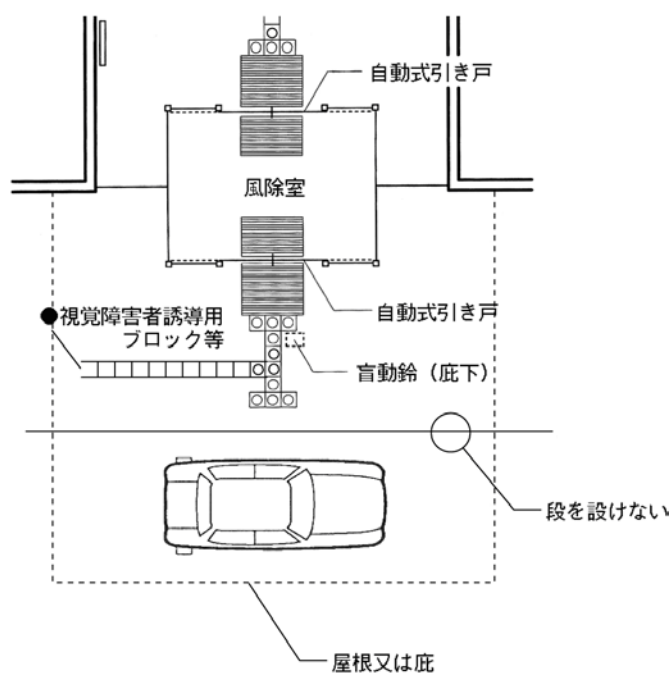
- 3 前項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号に規定する基準によることが困難である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 4 移動等円滑化経路又は第2項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第6号に規定する基準によることが困難である場合における同項又は第2項の規定の適用については、令第18条第1項第1号及びこの条第2項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、令第18条第1項第2号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

条例第6章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■車寄せの整備例



7 全ての人が利用しやすい経路

(9) 共同住宅等に係る基準の特例

整備基準

解説

<条例>

第70条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

- (1) 共同住宅、寄宿舍若しくは下宿又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に住戸又は客室（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。）を設ける場合 道等から当該住戸等までの経路
- (2) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等（当該建築物に住戸等が設けられていない場合にあつては、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
- (3) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路

2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - ア 幅は、80センチメートル（共同住宅等の主要な出入口にあつては、90センチメートル）以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条各号（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあつては、同条第1号に限る。）及び令第18条第2項第3号に掲げるものとする。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - ア 令第13条各号（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあつては、同条第4号を除く。）及び令第18条第2項第4号に掲げるものとする。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
 - エ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

・共同住宅又は寄宿舍の各住戸、ホテル又は旅館の各客室に至る経路についても、建築物移動等円滑化基準と同等の整備を求めるものです。

・ p. 40（「7 (2) 出入口」）参照

・開放廊下に面した出入り口にあつては、2 cm以下の段差を認めるものとします。

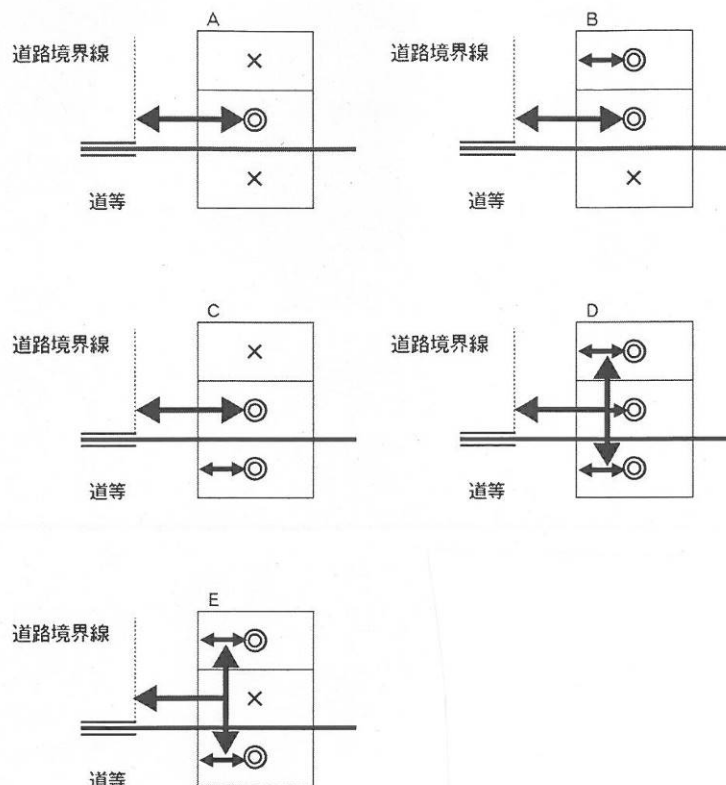
・ p. 10（「1 廊下等」）、p. 44（「7 (3) 廊下等」）参照

・ p. 16（「3 傾斜路」）、p. 46（「7 (4) 傾斜路」）参照

整備例

- : 整備基準 (〃は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
 ○ : 整備が望ましい項目

■道等から住戸等までの経路の考え方



凡例

- ◎ : 住戸等あり
 × : 住戸等なし
 ※住戸等とは、共同住宅若しくは寄宿舎の住戸、
 又はホテル若しくは旅館の客室のこと
 ➡ : 条例第70条第1項の経路
 ※垂直方向の矢印はエレベーター等設置義務を示します。

(5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア 令第18条第2項第5号（チを除く。）に掲げるものとする。この場合において、同号イの基準の適用については、「利用居室」とあるのは、「利用居室、住戸若しくは客室」とする。

イ 第68条第1項第5号（コを除く。）に掲げるものとする。

(6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第18条第2項第6号に掲げるものとする。

(7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。

ア 令第18条第2項第7号ロ及びハに掲げるものとする。

イ 第68条第1項第6号ア及びイの（ウ）から（カ）までに掲げるものとする。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

（ア） 幅は、段に代わるものにあつては130センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

（イ） 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

3 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 特定経路又はその一部が、移動等円滑化経路若しくはその一部又は第68条第2項の規定により令第18条第2項及びこの条例第68条第1項の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

・ p. 50（「7 (5) 昇降機」）参照

・ p. 58（「7 (6) 特殊な構造又は使用形態の昇降機」）参照

・ p. 60（「7 (7) 敷地内の通路」）参照

・ 特定経路が、バリアフリー法施行令で定める経路や条例第68条第2項で定める経路と重複する場合に、重複部分に同一の基準が二重にかかることを避けるための形式的な規定です。

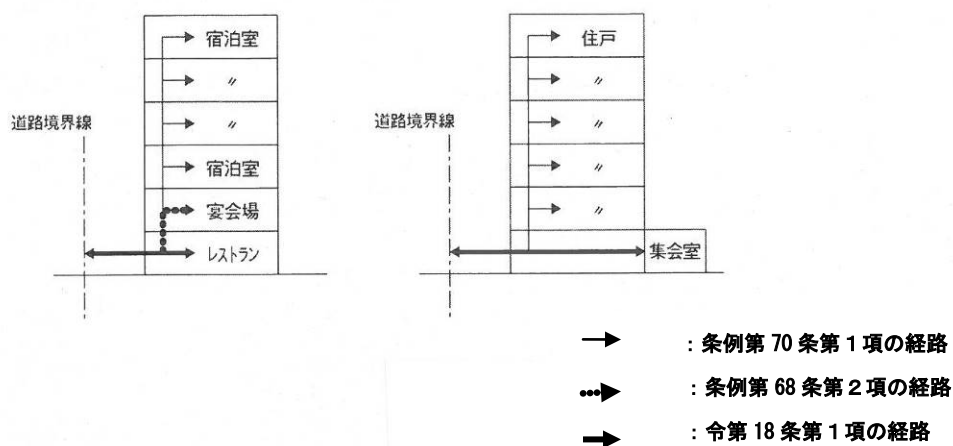
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■道等から利用居室、特定利用居室又は住戸等までの経路の考え方

◇ホテル又は旅館の例

◇共同住宅の例



※ 垂直方向の矢印はエレベーター等設置義務を示します。